



平成27年8月6日
大阪労働局発表

大阪労働局労働基準部賃金課

電話 06-6949-6502

大阪府最低賃金を20円引上げ 時間額858円に

大阪府最低賃金審議会は、昨日(8月5日)、大阪労働局長に対し、大阪府最低賃金を本年10月1日から20円引上げて、時間額858円に改正決定することが適当であるとの答申を行った。

- 1 大阪府最低賃金審議会(会長 富田安信 同志社大学教授)は、本年7月9日に、大阪労働局長(中沖剛)から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」の改正についての諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、8月5日、時間額を現行の838円から20円引上げ(引上率2.39%)、858円に改正決定することが適当であるとの答申を行った(別添答申文)。
- 2 同審議会においては、「中央最低賃金審議会の平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」、賃金実態調査結果等のデータを基に慎重に審議を重ねた結果、「大阪府最低賃金」について、20円引上げることが適当であるとの結論に至ったものである。
- 3 大阪労働局としては、この答申の内容について昨日付けで公示を行い、本年8月20日までに関係労働者及び関係使用者から異議の申出がない場合は、答申どおり、改正決定を行う予定である(官報に公示)。

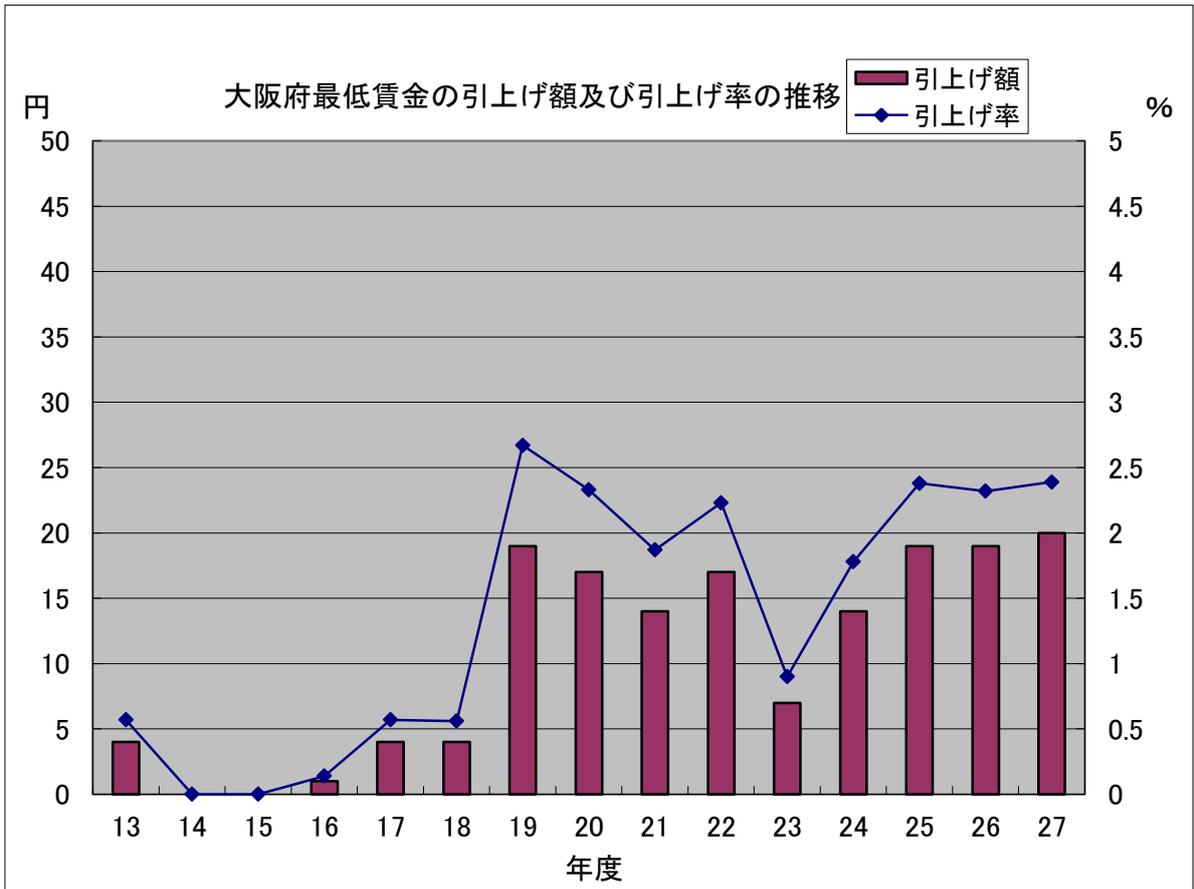
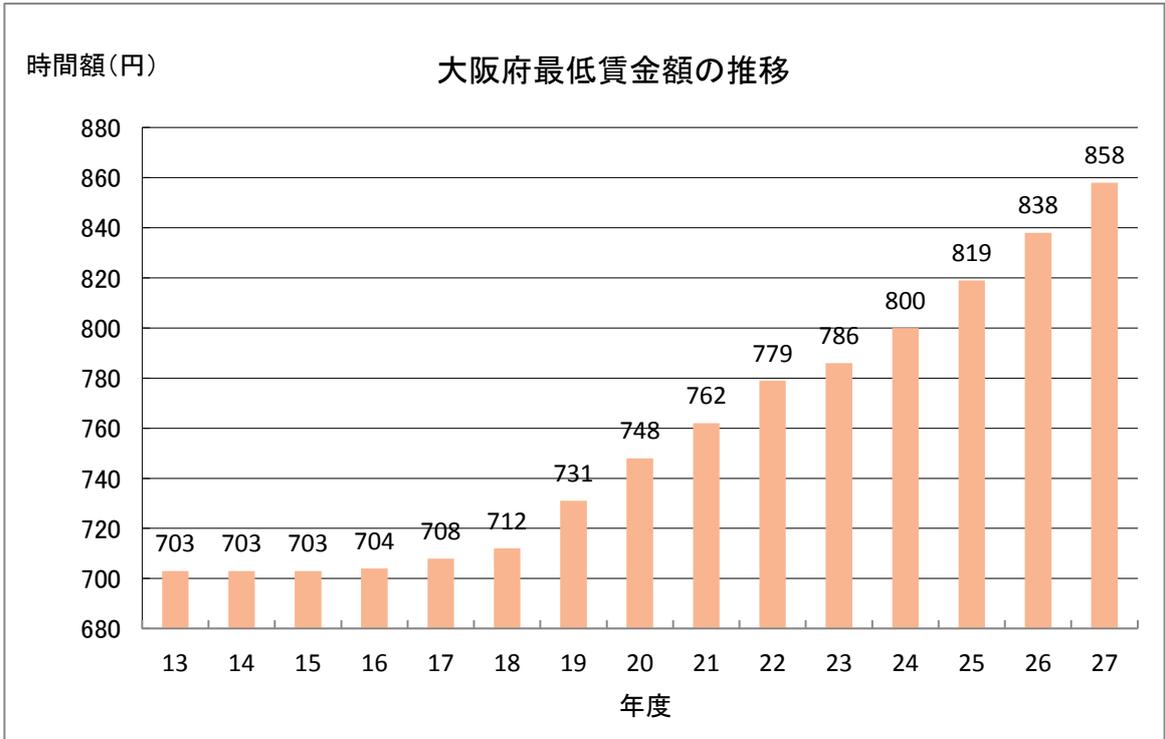
(参考)

1	答申のあった時間額	858円
2	現行の時間額	838円
3	引上げ額	20円
4	引上げ率	2.39%
5	賃金の引上げが必要な労働者数	約190,000人
6	地域別最低賃金額の推移 (別紙)	
7	地域別最低賃金決定の仕組み (別紙)	

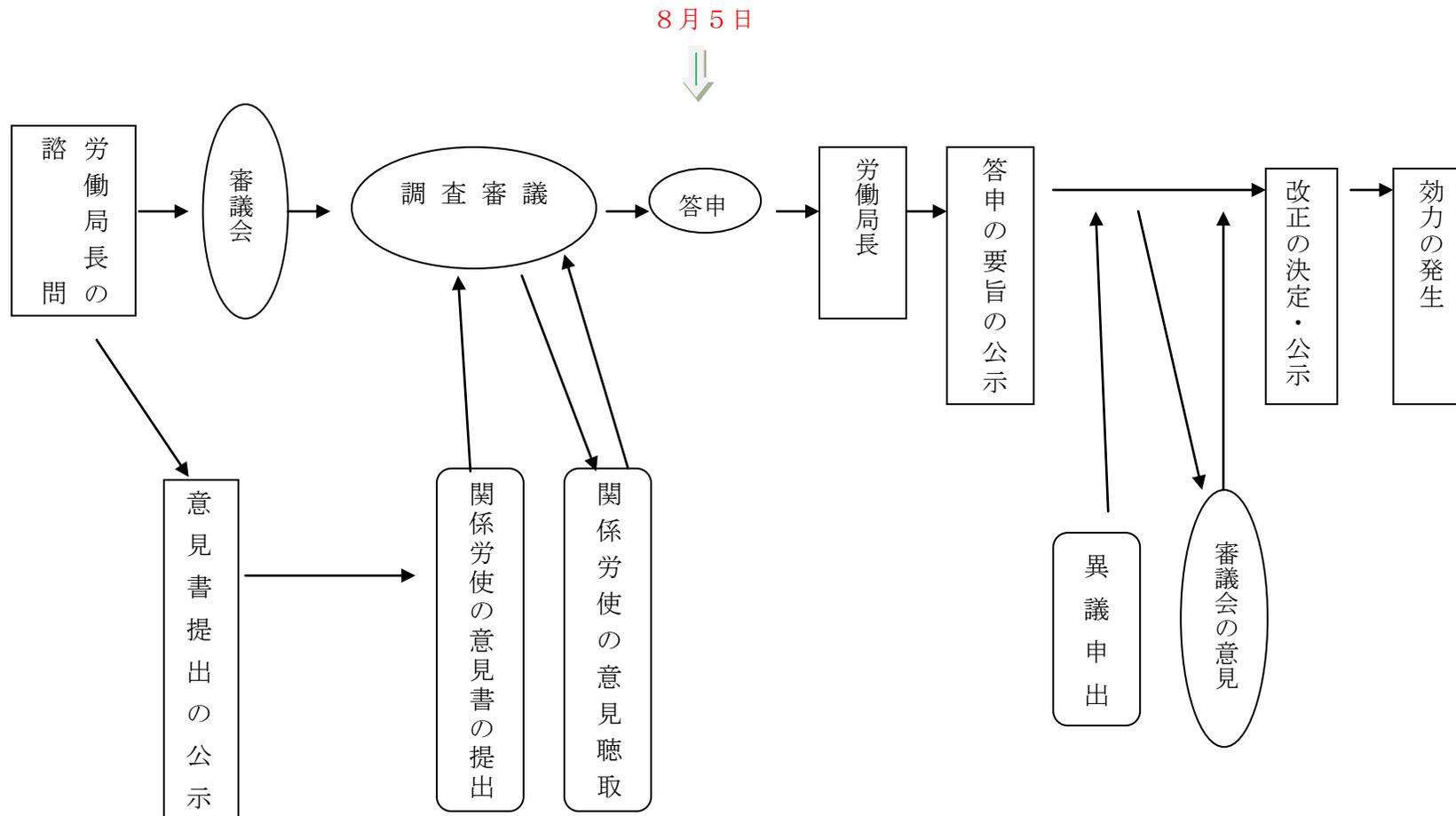
地域別最低賃金額の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
時間額	677円	690円	695円	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円
引上げ額 (時間額)	15円	13円	5円	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円
引上げ率	2.27%	1.92%	0.72%	0.58%	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
時間額	731円	748円	762円	779円	786円	800円	819円	838円	858円
引上げ額 (時間額)	19円	17円	14円	17円	7円	14円	19円	19円	20円
引上げ率	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%	2.38%	2.32%	2.39%



地域別最低賃金決定の仕組み





平成27年8月5日

大阪労働局長
中 沖 剛 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 富 田 安 信

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成27年7月9日付け大労発基0709第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって、下記のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、大阪府最低賃金の改正が中小企業等に与える影響を十分に把握した上で、効果的な周知広報、履行確保に努めること、中小企業等の生産性向上に対する支援について、現状及び新たな施策の広報と利用を確実かつ効果的に行うことを要請する。

また、別紙のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成25年10月18日発効の大阪府最低賃金（時間額819円）は、平成25年度の大阪府の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

記

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間858円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

大阪府最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 大阪府最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 819円
- (3) 発 効 日 平成25年10月18日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

12～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

平成25年度

(3) 生活保護水準（平成25年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の大阪府内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（116,675円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると大阪府最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）最低賃金1箇月換算額

$$819 \text{円 (大阪府最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.835 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 118,855 \text{円}$$

※ 平成27年7月30日付け中央最低賃金審議会の「平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」別添グラフに示された比率。